

妊婦・産婦健診・乳児健診・新生児聴覚検査・お子様の定期予防接種を

千葉県外 医療機関や助産所で希望する方へ

千葉県外の医療機関や助産所において、八千代市の公費負担（各種受診票及び予診票）で利用する場合は、医療機関等と八千代市との間に契約が必要ですので、下記手続きを必ず行ってください。

< 県外利用を希望する方が行うこと >

1. 受診・接種前に、必ず希望する医療機関等へ契約のお願いをしてください。
2. 下記文書（キリトリ線の下）を医療機関等の担当の方へお渡し、もしくはご説明してください。
（費用の支払いに関係しますので、必ず受診前に連絡してください。）
3. 契約の了承を得たら、下記八千代市母子保健課までご連絡ください。

※医療機関等によっては受診・接種費用が八千代市の公費負担額を超えることがあります。

公費負担額を超えた額は、自費負担となりますので、予めご了承ください。

※医療機関等で契約できなかった場合

- ・妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査の場合は…

後日、費用助成制度（償還払い）を申請すると、公費負担の範囲内で助成を受けることができます。必要書類がありますので、必ず母子保健課にご連絡下さい。

- ・乳児健康診査、お子様の定期予防接種の場合は…

費用助成制度（償還払い）に対応しておりませんので、市内でご利用されるか、他の医療機関を探してください。

……………✂……………キ…リ…ト…リ……………✂……………

千葉県外医療機関・助産所ご担当者様

各種健診・検査・予防接種に関わる契約について（依頼）

八千代市民が受診票・予診票を利用して、受診・予防接種等をできますよう、ご配慮をお願い致します。

1. 契約していただける場合

利用希望者から本市へ契約の連絡後に、契約書類をお送り致します。

2. 健診等費用の請求について

- ・妊婦・産婦健診・乳児健診、新生児聴覚検査は…

市との個別契約になります。費用の請求・支払いは、公益財団法人ちば県民保健予防財団に委託しておりますので、請求方法の書類は、後日、本市から送付致します。

- ・お子様の定期予防接種は…

市との個別契約になります。費用の請求・支払いは、八千代市が直接行いますので、契約書類と共に、後日、本市から送付致します。

<問い合わせ先> 〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10
八千代市母子保健課 電話047-486-7250